

第2次

人権教育・啓発の推進に関する 玉村町基本計画



玉村町

— TAMAMURA TOWN —

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われており、国内外において人権尊重社会の実現に向けた様々な取り組みが行われています。人権は、一人ひとりが生まれながらに持っている基本的な権利で、憲法により保障されておりますが、その権利を保ち続けるためには、互いの人権を尊重することの大切さを理解することが必要です。

本町では、平成24年（2012年）に「人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画」を策定し、すべての人が互いに人権を尊重しあい、その結果、自由と平等が保障され、不当に差別されることがない社会の実現を目指して、人権教育・人権啓発に取り組んできました。

また、教育現場においても、目指す子供像として「確かな学力を身に付け、心豊かにたくましく生きぬく子供」、目指す人間像として「学ぶ喜びを味わい自己を磨き豊かに生きようとする人」を掲げ、互いを認め合い、共に生きる共生社会を担っていく人間を育成するため、学校教育・社会教育を推進してきました。

しかしながら、依然として私たちの周りでは、部落差別（同和問題）をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がい者などに対する暴力や虐待、差別など、様々な人権問題が存在しています。

また、社会状況の急速な変化に伴って、インターネットによる誹謗中傷やLGBTQなどの性的少数者に対する偏見、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って起きた差別や特定の人種・民族の人々を排斥するヘイトスピーチなど、新たな課題も発生し、人権問題は多様化し、深刻さを増している状況です。

本町においても、こうした状況に対応し、今後さらなる効果的な施策の推進を図るため、計画の見直しを行い、この度「第2次人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画」を策定しました。

これからも一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、人に優しく明るいまちづくりを推進してまいります。また、そのためには住民一人ひとりが人権問題を自分の問題として捉え、行政、地域、職場、家庭、学校などが協働して取り組んでいくことが必要となりますので、本基本計画の趣旨をご理解いただき、今後とも皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

玉村町長 石川 眞 男

目 次



第1章 基本的な考え方

1. 策定の趣旨	1
2. 目 標	1
3. 計画の性格	1
4. 推進期間	1
5. 推進体制	2
6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連について	3



第2章 人権教育・啓発の推進について

1. 重要課題における人権教育・啓発の推進	4
(1) 女 性	4
(2) 子どもたち	7
(3) 高齢者	10
(4) 障がいのある人たち	12
(5) 部落差別（同和問題）	15
(6) 外国籍の人たち	18
(7) 感染症の人たち	20
(8) インターネットによる人権侵害	23
(9) 性的マイノリティ（性的少数者）	26
(10) その他の人権課題	29
2. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	30
(1) 家 庭	30
(2) 地域社会	31
(3) 学校等	32
(4) 企業・団体等	33
3. 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発	35
(1) 教職員・社会教育関係者	35
(2) 医療・保健福祉関係者	36
(3) 行政職員	37
(4) マスメディア関係者	37
4. 国・県・市町村、企業、関係団体、ボランティア等との連携	37



資料編

1. 世界人権宣言	40
2. 日本国憲法（抜粋）	46
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	49
4. 関連年表	51
5. 人権に関する相談窓口	61